

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 1月30日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社日立製作所
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目 6番 6号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 6番 6号
【電話番号】	03-3258-1111
【事務連絡者氏名】	法務本部 部長代理 海保 太郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項なし
【代理人の住所又は所在地】	該当事項なし
【最寄りの連絡場所】	該当事項なし
【電話番号】	該当事項なし
【事務連絡者氏名】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社日立製作所 (東京都千代田区丸の内一丁目 6番 6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社日立製作所をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社日立国際電気をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注6) 本書中の記載には、当社又は日立グループの今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述を含んでいます。将来予想に関する記述は、当社又は日立グループが本公開買付届出書の訂正届出書提出日現在において合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。その要因のうち、主なものは以下のとおりです。

- ・市場における製品需給の変動及び価格競争の激化(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門及びデジタルメディア・民生機器部門)
- ・新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する当社及び子会社の能力
- ・急速な技術革新(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門及びデジタルメディア・民生機器部門)
- ・為替相場変動(特に円/ドル、円/ユーロ相場)
- ・原材料価格の高騰
- ・製品需給、為替相場変動及び原材料価格高騰に対応する当社及び子会社の能力
- ・主要市場(特に日本、アジア、米国及びヨーロッパ)における経済・社会状況及び貿易規制等各種規制
- ・自社特許の保護及び他社特許の利用の確保(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門及びデジタルメディア・民生機器部門)
- ・当社、子会社又は持分法適用会社に対する訴訟その他の法的手続
- ・製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
- ・事業構造改善施策の実施
- ・製品開発等における他社との提携関係
- ・資金調達環境(特に日本)

・日本の株式相場変動

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年1月26日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項がありましたので、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

第5 対象者の状況

4 その他

- 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】
訂正箇所には下線を付しております。

第1 【公開買付要項】

- 6 【株券等の取得に関する許可等】
(2) 【根拠法令】

(訂正前)

米国1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法

公開買付者は、米国の1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法（その後の改正法を含みます。）（以下「米国反トラスト法」といいます。）に基づき、米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会（以下併せて「反トラスト局等」と総称します。）に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）の前に企業結合に関する事前届出をする必要があります。当該届出が受理された日から一定の待機期間（原則15日間ですが延長される場合もあります。）中に反トラスト局等が本件株式取得の禁止等の措置をとらなければ、米国反トラスト法との関係では、公開買付者は同待機期間経過後に本件株式取得を行うことができます。なお、当該届出は、本書の提出日前に提出されています。

ドイツ競争制限禁止法

（略）

公開買付期間満了の前日までに、上記いずれかの待機期間が終了しない場合又は米国反トラスト法もしくはドイツ競争制限禁止法に基づく本件株式取得の禁止等の措置がとられた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。

(訂正後)

米国1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法

公開買付者は、米国の1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法（その後の改正法を含みます。）（以下「米国反トラスト法」といいます。）に基づき、米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会（以下併せて「反トラスト局等」と総称します。）に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）の前に企業結合に関する事前届出をする必要があります。当該届出が受理された日から一定の待機期間（原則15日間ですが延長される場合もあります。）中に反トラスト局等が本件株式取得の禁止等の措置をとらなければ、米国反トラスト法との関係では、公開買付者は同待機期間経過後に本件株式取得を行うことができます。なお、当該届出は、本書の提出日前に提出されており、反トラスト局等が上記措置をとることなく、平成21年1月29日（現地時間）に上記待機期間が終了しました。

ドイツ競争制限禁止法

（略）

公開買付期間満了の前日までに、上記__の待機期間が終了しない場合又はドイツ競争制限禁止法に基づく本件株式取得の禁止等の措置がとられた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。

第5 【対象者の状況】

4 【その他】

(訂正前)

対象者は、平成20年11月13日に第85期第2四半期報告書を提出しております。当該報告書に基づく、対象者の連結損益状況等の概要は次のとおりです。

(1) 損益の状況

会計期間	第85期第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	66,442百万円
売上原価	52,387百万円
販売費及び一般管理費	15,271百万円
営業外収益	831百万円
営業外費用	266百万円
四半期純損失	1,007百万円

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 1株当たりの状況

会計期間	第85期第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純損失	9.79円
1株当たり配当額	9.00円
1株当たり純資産額	1,044.31円

(訂正後)

(1) 対象者は、平成20年11月13日に第85期第2四半期報告書を提出しております。当該報告書に基づく、対象者の連結損益状況等の概要は次のとおりです。

― 損益の状況

会計期間	第85期第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	66,442百万円
売上原価	52,387百万円
販売費及び一般管理費	15,271百万円
営業外収益	831百万円
営業外費用	266百万円
四半期純損失	1,007百万円

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

― 1株当たりの状況

会計期間	第85期第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純損失	9.79円
1株当たり配当額	9.00円
1株当たり純資産額	1,044.31円

(2) 公開買付者は、平成21年1月30日に、最近の業績動向を踏まえ、平成20年10月30日に公表した平成21年3月期通期連結業績予想を次のとおり修正しました。

― 平成21年3月期通期連結業績予想数値の修正

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	税引前 当期純利益	少数株主持分 控除前利益	当期純利益
前回発表予想(A)	10,900,000	410,000	310,000	120,000	15,000
今回発表予想(B)	10,020,000	40,000	380,000	710,000	700,000
増減額(B-A)	880,000	370,000	690,000	830,000	715,000
増減率(%)	8.1	90.2	-	-	-
(ご参考)前期実績 (平成20年3月期)	11,226,735	345,516	324,782	52,619	58,125

修正の理由

平成21年3月期の売上高は、自動車や半導体、産業機器などの需要急減に伴い、関連する事業の売上が大幅に減少し、前回予想（平成20年10月30日の第2四半期決算発表時）を大きく下回る見通しです。部門別では、情報通信システム部門と金融サービス部門は前回予想通りの見通しですが、電子デバイス部門は半導体製造装置、電力・産業システム部門は自動車機器や建設機械、デジタルメディア・民生機器部門はデジタルメディア製品やエアコン、高機能材料部門は半導体関連や自動車関連向け製品を中心に、平成20年11月以降の急速な需要の減少により大幅な減収となる見通しです。

営業利益は、急速な売上高の減少に伴い、電力・産業システム部門やデジタルメディア・民生機器部門、高機能材料部門などが大きく悪化し、前回予想を大きく下回る見通しです。なお、ハードディスクドライブ事業（注）は、通期での営業黒字を達成しました。また、為替変動が営業損益に与える影響は、前期比1,100億円、前回予想比300億円のそれぞれ減益の影響となる見通しです。

営業外損益は前回予想より3,200億円悪化し、4,200億円の損失となる見通しです。営業外損益の変動内容は以下のとおりです。半導体関連の持分法適用関連会社などの業績悪化により、持分法損益が1,500億円悪化し、1,400億円の損失となる見通しです。また、将来の市場縮小・低迷に対応した固定資産の減損損失を含む事業構造改革関連費用が850億円増加し1,500億円となるほか、円高により為替差損が400億円増加、株式市場の急速な悪化に伴い有価証券評価損が200億円増加する見通しです。この結果、税引前当期純利益は、前回予想から大幅に悪化する見通しです。

また、当社を含む連結納税対象会社所得の急激な悪化に伴い、繰延税金資産の回収対象期間を見直したこと、同様に日立電線株式会社や日立マクセル株式会社などのグループ会社における回収可能性を見直したことにより、繰延税金資産の評価損失を計上するため、法人税等は前回予想から1,400億円悪化する見通しです。この結果、少数株主持分控除前利益及び当期純利益は、それぞれ前回予想から大幅に悪化する見通しです。

平成21年3月期第4四半期連結会計期間（3ヶ月）の為替レートは90円/ドル、120円/ユーロを想定しています。

（注）ハードディスクドライブ事業は、12月決算会社である日立グローバルストレージテクノロジーズ（日立GST）が行っており、3月決算会社である当社の平成21年3月期においては、日立GSTの平成20年1月から12月の数値を計上します。

平成21年3月期連結部門別予想の変更について

イ 部門別売上高

(単位：億円)

	前回見通し(A) (平成20年10月30日公表)	今回見通し(B) (平成21年1月30日公表)	増減額 (B - A)	(ご参考) 平成20年 3月期
情報通信システム	26,300	26,300	0	27,611
電子デバイス	12,500	11,600	900	12,935
電力・産業システム	36,500	32,300	4,200	35,681
デジタルメディア・民生機器	14,300	12,700	1,600	15,046
高機能材料	18,300	15,800	2,500	18,750
物流及びサービス他	11,200	10,700	500	12,714
金融サービス	4,000	4,000	0	4,454
消去又は全社	14,100	13,200	900	14,926
合計	109,000	100,200	8,800	112,267

ロ 部門別営業利益(損失)

(単位：億円)

	前回見通し(A) (平成20年10月30日公表)	今回見通し(B) (平成21年1月30日公表)	増減額 (B - A)	(ご参考) 平成20年 3月期
情報通信システム	1,730	1,690	40	1,161
電子デバイス	430	280	150	540
電力・産業システム	1,570	70	1,500	1,384
デジタルメディア・民生機器	550	1,090	540	1,099
高機能材料	1,200	40	1,160	1,410
物流及びサービス他	220	160	60	278
金融サービス	200	150	50	254
消去又は全社	700	900	200	475
合計	4,100	400	3,700	3,455

(3) また、公開買付者は、平成21年1月30日に、公開買付者及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生したため、臨時報告書を関東財務局長に提出しました。その内容は次のとおりです。

繰延税金資産に対する評価性引当額の計上

イ 当該事象の発生日

平成21年1月30日

ロ 当該事象の内容及び損益に与える影響

公開買付者は、公開買付者を含む連結納税主体の課税所得の減少に伴い、繰延税金資産の回収可能性について見直した結果、第140期の連結損益計算書において、公開買付者を含む連結納税主体における法人税に係る繰延税金資産約2,200億円に対する評価性引当額を計上し、同額を法人税等に計上する予定です。また、第140期の損益計算書において、連結納税会社としての公開買付者の法人税に係る繰延税金資産約1,100億円に対する評価性引当額を計上し、同額を法人税等調整額に計上する予定です。

関係会社株式評価損の特別損失への計上

イ 当該事象の発生日

平成21年1月30日

ロ 当該事象の内容及び損益に与える影響

公開買付者は、第140期の損益計算書において、時価の著しく下落した関係会社の評価に係る損失約560億円を特別損失に計上する予定です。